

新型コロナウイルス感染症に関する対応（詳細版 令和4年2月1日時点）【暫定版 厚労省1月28日付け事務連絡の内容等を反映】

	市内に感染者なし	市内で感染者発生	園児児童生徒・教職員の 家族から感染者発生	園児児童生徒・教職員から 濃厚接触者発生	園児児童生徒・教職員から感染者発生		
園・学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常授業 ・感染症対策を実施 ・園児児童生徒・教職員及びその家族がPCR検査を受けることになった場合は、教育委員会に連絡（休日でも） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として通常どおりの授業を実施 ・感染症対策を実施 ・園児児童生徒・教職員及びその家族がPCR検査を受けることになった場合は、教育委員会に連絡（休日でも） ・保健所の指示に従い、調査等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児児童生徒・教職員が濃厚接触者となるかの確認 ・濃厚接触者となった場合の対応準備 ・園・学校全体の健康観察を徹底 ・教育委員会に連絡 ・保健所の指示に従い、調査等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の結果が出るまでの期間、全部又は一部の臨時休業 ・濃厚接触者の行動履歴の把握 ・園・学校全体の健康観察を徹底 ・教育委員会に連絡 ・保健所の指示に従い、調査等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、全部または一部の臨時休業 ・感染者の行動履歴の把握 ・園・学校全体の健康観察を徹底 ・教育委員会に連絡 ・保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を実施 ・保健所の指示に従い、調査等に協力 		
園児児童生徒 教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・登園登校・出勤 ・登園登校・出勤前の検温で発熱がある場合、咳、喉の痛み等風邪の症状がある場合、園児児童生徒は出席停止、教職員は特別休暇 ・本人に風邪の症状があり、PCR検査を受けることになった場合、結果判明までは園児児童生徒は出席停止、職員は特別休暇 ・海外から帰国した園児児童生徒が自宅等での待機を要請された場合、指定された期間は出席停止 ・同居の家族に風邪の症状がある場合は、<u>風邪症状の改善まで園児児童生徒は出席停止、職員は特別休暇</u> ・同居の家族に風邪症状がありPCR検査を受けることになった場合は、<u>風邪症状の改善かつ検査の結果判明まで園児児童生徒は出席停止、職員は特別休暇</u> ・同居の家族が風邪症状はないが濃厚接触者としてPCR検査を受けることになった場合は結果判明まで園児児童生徒は出席停止、職員は特別休暇 ・同居の家族が風邪症状はないが接触者としてPCR検査を受けることになった場合は、<u>園児児童生徒は出席可能（心配で欠席する場合は出席停止扱い）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者と接触があった日の翌日から7日間出席停止（10日間が経過するまでは感染対策に特に留意） ・教職員の場合は特別休暇（PCR検査を受けることが望ましい） 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者と接触があった日の翌日から7日間出席停止（10日間が経過するまでは感染対策に特に留意） ・教職員の場合は特別休暇（PCR検査が陰性と判明しても期間は短縮しない） 	<p>当該者以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検温と健康観察を強化 ・外出を控えるなど、適切に対応 ・自己の行動履歴の把握 ・保健所等の要望に対応 <p>※ 変異株への対策としては、国立感染症研究所により、従来株と同様に、「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されている。従来以上の危機意識を持って、感染症対策に取り組む。</p> <p>※ ワクチン接種を受ける場合又はワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員・・・職務専念義務の免除 ・児童生徒・・・出席停止扱い 			
保護者 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を行う ・園児児童生徒の体温測定をする ・園児児童生徒の健康観察を行い、午前8時までに指定のアプリに入力するか健康観察カードに記入する ・園児児童生徒及び同居の家族に風邪症状がある場合は園・学校へ連絡し、園児児童生徒の登園登校を見合わせる ・園児児童生徒及び家族がPCR検査を受けることになった場合は、園・学校と相談し、状況に応じて園児児童生徒の登園登校を見合わせるかどうかを判断するとともに、検査に至った経緯や受診病院等の調査に協力する ※園児児童生徒及び家族がPCR検査を受けることが休日に判明した場合は銚田市教育委員会に連絡する 	<ul style="list-style-type: none"> ・園・学校へ連絡する ・家族全員の検温と健康観察を強化する ・依頼を受けた場合、濃厚接触者の調査や、園児児童生徒の行動履歴の調査に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ・園・学校へ連絡する ・家族全員の検温と健康観察を強化する ・濃厚接触者以外の家族は、状況によりPCR検査を受ける ・保健所等の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所・病院からの指示を受け対応する ・園・学校へ連絡する ・依頼を受けた場合、濃厚接触者特定のための調査協力をする ・保健所等の指示により、家庭内感染の確認をする（PCR検査を受けることが望ましい） ・家族が濃厚接触者とならなくても、外出を控えるなど、適切に対応する 	<p>当該者家庭以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児児童生徒の検温と健康観察を強化 ・外出を控えるなど、適切に対応する ・家族の行動履歴を把握する ・保健所等の要望に対応する 		
銚田市 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・PCR検査を受ける園児児童生徒がいることの連絡を受けた場合は、園児児童生徒が陽性になった場合の対応を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・PCR検査を受ける園児児童生徒がいることの連絡を受けた場合は、園児児童生徒が陽性になった場合の対応を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・教育事務所への報告 ・健康増進課と連携 ・保健所との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・教育事務所への報告 ・健康増進課との連携 ・市対策本部への報告 ・保健所との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・教育事務所への報告 ・健康増進課との連携 ・市対策本部への報告 ・保健所との連絡・調整 ・感染拡大の状況により臨時校長・園長会の開催を検討 		
<p>・保健所や学校医と相談して濃厚接触者及び感染者の園・学校内での活動状況や地域の感染拡大を踏まえ、学級単位、学年単位又は園・学校全体の臨時休業の措置の検討</p> <p>休業範囲</p> <p>【学級閉鎖】同一の学級内で複数の児童生徒等の感染が判明するなど、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合。</p> <p>【学年閉鎖】複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。</p> <p>【学校園の臨時休業】複数の学年を閉鎖するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合。</p> <p>※ 閉鎖の期間は感染の把握状況、拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。</p> <p>※ 園児児童生徒の感染発覚後、消毒等のため園・学校全体を休業とすることもある。</p>							

※ どの段階においても、園・学校は教育委員会への報告と相談を基本として対応する。

※ 潮来保健所 0299-66-2114 平日9:00~17:00

※ 銚田市教育委員会 37-4341

※ 帰国者、接触者相談センター：029-301-3200（8:30~22:00）

※ 茨城版コロナNext Ver. 2に準拠する。